

社会福祉法人 翌桜会

実施年度	監査区分	文書指摘の内容	改善状況の内容	実施年月
5	実地	理事長の職務執行状況の報告について、定款に定めた間隔（毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上）で実際に開催される理事会で報告すること。 【法第45条の16第3項、翌桜会定款第17条第3項、法第45条の14第9項により準用される一般法人法第98条、一般法人法第91条第2項】	理事長の職務執行状況の報告について、定款に定めた間隔（毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上）で実際に開催される理事会で報告する。	R5.12
5	実地	拠点区分資金収支計算書（第1号第4様式）の勘定科目について、改正に対応していないところがある等により拠点区分資金収支計算書が正しい内容を示していない。適正な拠点区分資金収支計算書を作成すること。 【会計基準省令第17条第4項（拠点区分資金収支計算書（第1号第4様式））、第18条 別表第1 資金収支計算書勘定科目、留意事項 25 計算書類の勘定科目及び注記について（1）計算書類の勘定科目 別添3 勘定科目説明（1 資金収支計算書勘定科目の説明）】	適正な拠点区分資金収支計算書（第1号第4様式）を作成する。	R5.12
5	実地	拠点区分事業活動計算書（第2号第4様式）の勘定科目について、改正に対応していないところがある等により拠点区分事業活動計算書が正しい内容を示していない。適正な拠点区分事業活動計算書を作成すること。 【会計基準省令第23条第4項（拠点区分事業活動計算書（第2号第4様式））、第24条 別表2 事業活動計算書勘定科目、運用上の取扱い 18 引当金について（3）、留意事項 25 計算書類の勘定科目及び注記について（1）計算書類の勘定科目 別添3 勘定科目説明（2 事業活動計算書勘定科目の説明）】	適正な拠点区分事業活動計算書を作成する。	R5.12
5	実地	拠点区分資金収支明細書（別紙3（⑩））の勘定科目について、改正に対応していないところがある等により拠点区分資金収支明細書が正しい内容を示していない。適正な拠点区分資金収支明細書を作成すること。 【会計基準省令第30条第4項、運用上の取扱い 26 附属明細書について（2）拠点区分で作成する附属明細書 ア 拠点区分で作成する附属明細書（別紙3（⑩）） 拠点区分資金収支明細書、留意事項 25 計算書類の勘定科目及び注記について（1）計算書類の勘定科目 別添3 勘定科目説明（1 資金収支計算書勘定科目の説明）】	適正な拠点区分資金収支明細書（別紙3（⑩））を作成する。	R5.12

6	未実施	—	—	—
7	未実施	—	—	—

「実地」・・・実地による監査を実施

「書面」・・・書面による監査を実施

「未実施」・・・監査の周期(3～5年に1回実施)に該当しない年度

「延期」・・・特別な事情により延期した場合

「中止」・・・災害等により延期